

あなたの空家を活用しませんか？(空家や宅地などをお持ちの方へ)

平成27年5月26日「空家対策特別措置法」が完全施行され、町が空家の所有者を特定できるようになりました。確認作業の結果「特定空家等*」であると判明した場合は、これまで6分の1に軽減されていた固定資産税が**本来の税額に戻る**ことになります。

また、危険な「特定空家」と認定された場合は、所有者に対し必要な措置(除去、修繕)をとっていただくことになります。その際、期限内に完了の見込みがない場合は「**行政代執行**」により**強制的に除去(解体工事)**されます。さらに強制撤去にかかった費用は**空家所有者の負担**となります。

*「特定空家等」とは、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態などにある空家をいいます。

○維持管理について

空家は適切な管理を怠り放置すると急速に劣化が進み、「特定空家」に認定されることがあります。そこで、定期的な清掃と設備などの管理を行うことで、建物の寿命を延ばし、資産価値を維持できます。

○空家バンクについて

空家や宅地を所有されている方々に賃貸・売上の物件情報を登録いただき、町に居住を希望される方に対して町のホームページで情報を紹介するシステムです。空家バンクをご利用いただくためには、物件提供者および利用希望者それぞれの方の登録が必要です。

○空家の除却(解体)について

空家は適切な管理が必要ですが、「仕事・家庭・自身」の都合上、空家管理に手が行き届かない場合があります。そこで、空家を除却(解体)することにより「空家管理・特定空家等」から免れ、負担が掛からなくなり、周辺地域の安全性も高めることができます。さらに、空家の除却(解体)をすると補助金が利用できますので、ぜひ、下記の補助金内容をご確認ください。

◆空家などの活用に補助金が利用できます。

奥多摩町空家等活用促進事業交付金について

○町に寄付した場合 最大200万円

○空家バンクなどに登録した場合 10万円から75万円

○空家の解体を行った場合 最大50万円

・空家等活用促進事業交付金、空家バンク利用する場合には一定の条件などが必要となりますのでお気軽にご相談ください。

・上記の詳細は、町のホームページでも掲載していますので、ご確認ください。

※問い合わせは、子育て定住推進課 ☎ 83-2310

国勢調査の回答にご協力ください

現在、国勢調査員が調査票の回収に各家庭を訪問しています。この調査は、日本に住んでいる全ての人を対象に、5年ごとに実施する大規模な統計調査です。国の人口や世帯数、世帯の状況など、国の根幹となる情報を得るために行う大変重要な調査ですので、ご協力をお願いします。

なお、既にインターネット回答がお済みの方は、紙の調査票を記入、提出する必要はありません。

また、この調査で集められた回答内容は、統計以外の目的で使われることはありません。

統計調査員が各家庭を訪問する際は、必ず写真入りの「国勢調査員証」を身につけています。国勢調査員と偽って個人情報聞き出そうとする、いわゆる「かたり調査」には充分ご注意ください。

※問い合わせは、総務課 ☎ 83-2345